

日本大学歯学部図書委員会内規

平成3年4月1日制定

平成9年4月3日改正

平成9年4月1日施行

(設置)

第1条 日本大学歯学部に図書委員会（以下委員会という）を設置する。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の事項を審議し、学部長にこれを上申する。

- ① 図書館の管理運営に関する事項
- ② 図書館資料の収集と選択に関する事項
- ③ 図書館に関する内規等の制定及びその改廃に関する事項
- ④ その他、図書館長が必要と認めた事項

(構成)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員若干名をもって構成する。

ただし、必要がある場合は、幹事をおくことができる。

- 2 委員長、副委員長、委員及び幹事は学部長がこれを委嘱する。
- 3 委員長は図書館長とし、副委員長は研究担当とする。

(任期)

第4条 委員長、副委員長、委員及び幹事の任期は1年とする。

ただし、再任を妨げない。

(招集)

第5条 委員長は委員会を招集し、その議長となる。

2 委員長に事故あるときは、副委員長が委員長の職務を代行する。

3 委員会は、毎月定例開催とする。

ただし、8月及び3月は休会とする。

4 委員長が必要と認めた場合は、臨時に委員会を開催することができる。

(議決)

第6条 委員会は、過半数の委員の出席をもって成立し、その議決は、出席委員の過半数によるものとする。

(委員以外の出席)

第 7 条 委員長が必要と認めたときは、委員以外のものを委員会に出席、意見を聞くことができる。

(議事録)

第 8 条 委員会は、会議のつど議事録を作成し、図書館事務課にこれを保管する。

(事務)

第 9 条 委員会の事務は、図書館事務課がこれを担当する。

附 則

この内規は、平成9年4月1日から、これを施行する。